

第6回水道事業及び公共下水道事業経営審議会 議事録

会議名称	第6回水道事業及び公共下水道事業経営審議会		
開催日時	令和3年7月26日（月） 14時00分～16時00分		
開催場所	横須賀市役所8階 A会議室（WEB会議方式）		
出席委員	宇野 二郎	委員【委員長】	
	鎌田 素之	委員【委員長職務代理】	
	小谷 光子	委員	
	加瀬 綾子	委員	
	本多 大	委員	
傍聴者人数	2人（傍聴会場：消防局庁舎 3階 第2会議室）		
事務局	経営部長、技術部長、経営料金課長		
主な議事	1 開 会 2 議 事 (1) 料金制度の課題と見直しの方向性 (2) その他 3 閉 会		
配布資料	資料1	水道事業及び公共下水道事業経営審議会委員名簿	
	資料2	全体スケジュール	
	資料3	料金制度の課題と見直しの方向性	
下欄に掲載するもの	議事録要約	要約した理由	発言や審議内容をわかりやすく示すため

審議経過

※本審議会は全部を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができるシステムを利用する方法により行い、会議の冒頭において事務局が、委員間で映像と音声即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人の確認をした。

1 開会

【経営部長】

準備が整いましたので、ただ今から第6回「水道事業及び公共下水道事業経営審議会」を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます上下水道局経営部長の黒岩です。よろしくお願ひいたします。

本審議会につきましては、皆さまにご参集いただき開催したいと考えていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行が続いていることから、オンライン上で会議を開催いたします。なお、市役所内に傍聴室を用意して開催致します。

○出席職員の紹介及び審議会資料を確認した。

○小谷委員就任に伴いあいさつをいただいた。

2 議事

(1) 料金制度の課題と見直しの方向性について

○議事から宇野委員長に進行を依頼しました。

【宇野委員長】

それでは、議事に入る前に本日の開催方法等を確認します。

まず、本日の審議会はWEB会議として開催し、傍聴は別室で行っています。また、本日の進め方ですが、まず、事務局に資料の説明を求めます。次に、委員の皆さまを加瀬委員、小谷委員、鎌田委員、本多委員の順で指名いたしますので、指名された委員から発言をお願いします。

一巡した後、私から発言の追加があるか伺いますので、指名されてから発言されるよう、お願ひいたします。

それでは始めに、事務局に本日の審議会開催状況の報告を求めます。

【経営料金課長】

本日は、オンライン上ではありますが、委員5人が出席されております。

「水道事業及び公共下水道事業経営審議会条例」第5条第2項に規定する「委員の半数以上の出席」となり、会議開催は成立しています。また、傍聴人は2人です。

【宇野委員長】

ただ今事務局から、本日の会議の開催が成立している旨の報告がありましたので、引き続き議事を進めます。

(1) 料金制度の課題と見直しの方向性について

「料金制度の課題と見直しの方向性について」です。

事務局から、関係資料により説明をお願いいたします。

○経営料金課長が資料3により説明

【宇野委員長】

ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました

「料金制度の課題と見直しの方向性について」委員の皆さまのご意見や考え方を伺いたいと思います。

まず、加瀬委員からご意見・ご質問等がありますでしょうか。

【加瀬委員】

逡増度を緩和させるということですが、一般家庭でもたくさん使っている人がいると思うのですが、そのような方に対して割り増し感がある印象を受けました。我が家もここに入っていて、どうかと思ひまして質問させていただきます。

【経営料金課長】

P37の表をご覧くださいと、先ほど申し上げたように、給水原価が下回っている部分にご負担をいただき、グラフの右側の大口で負担いただいているところを減らしていきたいという考えがあります。その理想形で行くと、最終的には同一単価となるかと思いますが、いきなりそういう変更ができないので、今、委員からいただいたご意見も踏まえながら、どういった単価設定が、今の時代に適切なのか、検討していただきたいと思っております。

【宇野委員長】

次に、小谷委員からご意見・ご質問等がありますでしょうか。

【小谷委員】

P36の水量と料金の現状と今後のグラフが似ていますが、使用量に対しての水道料金の収入が同じで、今後、何かあったときに事業に充てる資金などは、この中に入っているのでしょうか。

【経営料金課長】

P36のグラフは、左側が現状で、右側が今後目指すべき姿になっています。実際に水を使われているところから回収するように、同じ程度にしていきたいということを表しています。このような形で料金負担をいただくことで、実際に使われているところから料金の回収ができる形になりますので、ご質問いただいた経営の安定性という部分では、しっかり確保ができていくと考えています。

【小谷委員】

値上げをしていかなければいけない理由の一つに、平成6年から令和2年の間の人口減がありますが、将来、人口が減少するというをどのように見込まれていますか。また、10年先、5年先、また、料金の見直しということも考えられますか。

【経営料金課長】

横須賀市で人口予測を出しており、それに基づいて水道事業・下水道事業の給水人口等も減っていくものと見込んでおります。今お話しいただいた見直しの期間ですが、第1回から第5回までご審議いただいたマスタープランは、12年間を計画期間としています。この12年を3つに分け、4年ごとの実行計画を策定していきたいと考えております。今、次のマスタープランの第1期実行計画を策定しているところで、その計画を立てる際に、料金はその事業費を賄える水準にあるのか、今後の見込みも含めてしっかりと需要予測をした上で、大体4年に1回程度、改定が必要かどうかという見直しを行っていきたいと考えております。

【宇野委員長】

次に、鎌田委員からご意見・ご質問等がありますでしょうか。

【鎌田委員】

概ねの中身のご説明はいいと思いましたが、小谷委員がご質問したとおり、人口が今後ずっと減っていき、また値上げをしないといけないということになると思いますが、加瀬委員もご質問した、いわゆる家庭、子育てをされている世代等への配分を、ご配慮いただいた方がいいのかなというように感じました。理想的には、それぞれの使用量に応じた負担をしていただくというのが原則だと思いますが、そうになってしまうと、こういう議論をする必要がなくなってしまうのかなというところもありますので、その辺ぜひご配慮いただきたいと思います。

あとは今日資料をお示しいただいていませんが、有収率など、横須賀市の経営努力みたいなのところも、しっかり説明をして進めていただくべきだと思いました。

【経営料金課長】

ご指摘いただいた給水原価に対して、原価割れしているところが、まさに家庭用で使用しているところですので、理想像を追いかけるだけではなくて、そこへの配慮も踏まえた上で、料金設定等を考えていかなければいけないと考えております。

もし水道料金・下水道使用料の改定等をお願いする際には、当然のことながら、経営努力を十分した上で、ご負担をお願いするという認識を持って取り組んでおりますので、十分にご説明ができるように、内容を精査した上でお示ししていきたいと考えます。

【宇野委員長】

次に、本多委員からご意見・ご質問等がありますでしょうか。

【本多委員】

全般的な流れとしては、他都市の事例を見ても、同じ流れという感じですので、違和感はありません。ただ基本料金と基本水量を切り離すことに関しての理屈を説明していただけるのか。どちらにしる、実際の収支状況や料金水準をみないと判断が難しいところです。

【経営料金課長】

説明で、基本水量の廃止というお話をさせていただいております。これは、お客さまや議会から、基本水量の月 10 m³を使い切らないお客さまが増えているとの声があります。その中で、もともとは公衆衛生を考慮して設定されてきたものですが、それは時代に合わなくなっているのでは、見直しが必要ではないかというご意見をいただいております。また、先ほど申し上げたとおり、中核市の状況を見ると、全国的には廃止の方向にありますので、その辺をしっかりと説明ができるように進めていきたいと考えております。

今後、マスタープランでお示しする 12 年間の収支見通しをお示した上で、今回の第 7 回では資料をお示しし、ご議論いただきたいと考えます。

【宇野委員長】

まず私の理解といたしましては、これから幾らのお金が必要かは次回以降、議論をしていく。今回はその仮にこれだけのお金が必要だというのがあったとして、それをどういう形で料金の体系にしていくのか、ということが論点であったと理解しております。その上でコメントさせていただきます。

まず基本水量の廃止ということでございます。また、逡増度の話もありましたが、このような措置をとると、一般的には家庭用水が相対的に多く値上げするというような形になってしまいます。もちろん、今は原価に対して、かなり割引して提供し

ているところですので、それを適正にご負担いただくということは、公平に市民の皆さんにご負担いただくということで重要なことですが、委員の皆さんの意見にもありましたとおり、その中でもどうやって家庭用料金を低廉に提供するのかという点は、工夫をしていただければならないと思っております。その点は具体的に数字が出てきた中で、細かな議論をさせていただくことになると思います。経営努力で全体を小さくして家庭用の負担減らす考えもありますので、そのようなことを議論させていただければと思います。

2点目としまして逡増度を緩やかにしていくということですが、それ自体が目的というよりは、それぞれの水にかかる料金を割り振った結果、逡増度が計算されるということだと思いますので、それが目的というよりは、原価よりもかなり割高になってしまっている最高単価を引き下げるというイメージで、議論を進めていただければいいかなと思います。

ただ、コロナ後の水道の動向を見てもわかるとおり、最高単価つまり事業所で使う水が減ることで、水量の減少よりも料金収入が大幅に減るといった状況があると伺います。これはまさに人口が減少し、さらに事業活動が縮小していく中で、横須賀市が抱える課題だと思います。これに対応するためには逡増度を緩め、最高単価を下げるということになりますが、その最高単価を引き下げたことで不足する資金を、どこから回収するのかというのが、次の問題になります。それを一般家庭用がすべて負担をするということは、少し議論の筋が違うのではないかと思います。

ここで、議論が出てきてなかったのですが、実は水道の場合、口径別になっておりますので、それぞれの口径別の基本料金のあり方を、議論する必要があるのではないかと考えております。現行の料金表でも、口径別で基本料金に差があるわけですが、この差というのが現状の差で十分なのか、不十分なのか。大口径であれば1秒当たりに流れる水の量が違いますので、大口径になればなるほど良いサービスを受けていると考えれば、基本料金が高目になるというのがセオリーではありますので、そのあたりの議論をしていく必要があるのかなというふうに思っています。本来、どの原価を誰が負担するべきなのかという観点から、議論を積み重ねた方がよいと思います。

基本料金が口径別になっている水道料金のことを考えると、理想は給水原価と一致するというのは、若干ミスリードではないかと思います。と申しますのは、口径別の基本料金は、大口径を使っている方と一般用を使っている方で基本料金が異なります。表にあるとおり口径20ミリに限定すると、1^m使ったら全員同じ値段というのが理想になると思います。本来、水をたくさん使う方は大口径を使われていますので、そうすると大口径分の基本料金があるので、決して給水原価と一致することにはならないと思います。要するに大口径の人は給水原価が高目に出るはずだと思います。小口径は基本料金が安いので、その分安めに出ると思っています。口径別で、給水原価を出さないと厳密な議論にはならないなと思います。繰り返しになりますが、口径別になっているということ、十分配慮いただいて、今後

の料金体系を考えていただければいいと思います。その際、果たして大口径の基本水量を廃止することにそんなに意味があるのかなと思います。手洗いをしているというのが重要で、基本水量を付与してきたという理屈があるわけでそれが廃止するということになると、家庭用だと理屈がある気もしますが、大口径はそもそも手洗いするから水を使っているわけではありませぬので、この基本水量が何かを考える必要があると思います。従来の考え方でいうと、基本料金で原価を十分に割り振ってこなかったという経緯があります。基本料金をできるだけ抑えるために、その分の原価を従量料金の原価にふって、さらに逓増度を付けることによって、水を使っている事業所の大量使用者の方から回収をする仕組みになっていたと思います。最高単価を引き下げて基本料金がある程度そのままにし、基本水量を外すと、0 m³しか使っていない、或いは少量しか使っていない大口径の方へはサービスに対して、適正に負担をしていただく形にならないと思います。本来、大口径の方は、多量の水を使えるように準備しているので、それだけの水を使っただけが必要です。従量料金に原価を振っている分、固定的な原価を回収できなくなりますので、基本料金を高くすることで回収するのか、一定の基本水量を、大口径分については付与するか。生活用とは違う口径については、その口径にみあった水量をつかっていただくことを前提に、料金体系を作る必要があるのではないかと思います。もし大口径を付けてでも水を使わないということであれば、口径を下げただけを検討していただく必要があると考えるところです。いくつかコメントをいたしました。ということで、私のコメントは以上です。

他にご意見ありましたら、委員からお願いしたいところですが、いかがでしょうか。

【鎌田委員】

逓増度は一番安いところと高いところの比率でお示しをいただいておりますが、一般の家庭用で他の事業体と比較するような指標があった方が、具体的な議論ができるかと思っておりますので、事務局の方でご検討いただければと思います。

【宇野委員長】

逓増度の分母分子もあわせて表にということですね。

【鎌田委員】

一番高いところ低いところ以外の指標を、他の事業体と比較できるような形でお示しいただくともう少し議論が進むかなと思いますので、ぜひご検討くださいということです。

【経営料金課長】

逡増度は最高と最低しかないので、例えば、20 m³や 40 m³使ったときに、他都市と比較した指標をご提示ができればというイメージを持っております。

【小谷委員】

9月から中学校の給食が始まるとその分、水量が増えると思いますが、どの程度の影響がありますか。

また、住宅付きの企業誘致で、企業誘致プラス住宅提供込みの取り組みのようなものがあつたらいいなと思つました。

あと、水道、下水道についての教育は、小学校の時は丁寧に説明されていると思いますが、小中高と継続した水道、下水道に関する情報を子どもたちへ発信していく必要があると思います。全市民が説明を聞けるわけではないとするとやはり、子どもの頃から継続した教育があれば、理解もより一層進むのではないかなと思つました。

【経営料金課長】

1点目の中学校の給食センターについて、現在、教育委員会で中学校の給食センターの建設をしております、9月頃から稼働の予定となっております。実際にはまだ稼働していませんので、使用量がどの程度かという数値はありませんが、教育委員会の話では、大体、一日あたり 150 m³ぐらい使う見込だそうです。これは、横須賀市の全体の有収水量の 0.1%ぐらいの増になります。

次に、住宅提供付きの企業誘致という件ですが、これは水道事業下水道事業ということだけではなく、市として、企業誘致の推進をしているところで、今後も継続的に取り組んでいく必要があると考えています。

最後の水道・下水道の教育については、小学校4年生で、水道・下水道、ごみ処理等について、授業を行っています。上下水道局としては授業でご活用いただくための副読本を配布しています。また、資料の提供だけではなく、出前授業という形で、要望がある学校に対して、職員が行き、実際に水道と下水道の仕組みの実験等を交えて、ご説明をする機会をつくらせていただいております。ただ、ご意見いただいたように中学生、高校生になると、そういう取り組みができていませんので、教育の視点と、上下水道局の広報としての視点で、何かできないか、今後、局内で検討させていただきたいと思つます。

【宇野委員長】

特別用の料金体系についてのご意見をお伺いしていなかったもので、何かお考えがありましたらご発言いただければと思つますが、いかがでしょうか。

全国的な傾向も含めて本多委員ありますか。

【本多委員】

事前にお聞きしましたが、製氷事業は実際には横須賀市では「ない」と。

あとはプールといっても、いわゆる営業用は別で、ほとんどは小中学校とか、教育施設というお話でしたので、市での議論かという気もします。

先ほど宇野委員長が話をされた、口径別という話は、水道としては非常にわかりやすいですが、下水道の立場から言うと、口径別という議論がなじみにくいということ、逓増度の議論の中で、逓増度を下げて大口の需要を期待するという、発想は多分ないのだろうと思います。だから、そういう中で逓増度を下げることの理屈を、どういうふうに市民の方々にご理解していただくか考える必要がある気がします。

【宇野委員長】

本多委員からご意見があったように、下水は口径別になっておりません。今回は水道をもとにご説明いただきましたので、あまり触れられておりませんでした。大きな方向性としては一緒のところもありますが、下水道使用料は水道とは異なる部分もありますので、次回以降、実際の数字が出てきましたら下水道の議論もしていきたいと思います。

逓増度を下げることの理由として人口減少した時に上下水道事業の経営を安定させるという説明がありました。経営の安定は、とても重要だと思いますが、住民目線では、どういうメリットがあるかを知りたいと思います。もちろん企業がつぶれてしまっただけでは水道が提供されませんし、しっかりと施設を整備して、維持していくというメリットがあると思いますが、同時に、料金という面で、長期的に見たときには、料金の値上げをある程度抑制できると思います。市民目線で、逓増度を緩和する必要性や人口減少に合わせた料金体系にする必要性を議論していただきたいと思います。

【宇野委員長】

他にございませんか。

————なし————

今回の議論としましては、概ね方向性自体についての異論はなかったと思います。実際に具体的な数値にしていくときには、今回の意見を配慮いただき、次の資料の検討を進めていただければと思います。

本日の意見踏まえて次回の審議として作業を行っていただければと思います。皆さんその方向性でよろしいでしょうか。

————委員了承————

それでは、そのような形で進めていただければと思います。

(2) その他

【宇野委員長】

次に「(2) その他」です。

ここでは本日説明のあった内容を含め、委員の皆さまからご意見・ご質問等を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

—————特になし—————

事務局いかがでしょうか。

【事務局】

ご報告が1点ございます。

前回まで委員のみなさまにご審議いただきました「上下水道マスタープラン2033」は、来月の8月10日から9月1日まで、市民のみなさまに広く意見を募集する「パブリック・コメント手続き」を実施いたします。パブリック・コメント手続きによりいただいた意見は、速やかに集計を行い、適宜反映等を行ったうえで、第8回の本審議会に諮る予定です。事務局からは、以上になります。

【宇野委員長】

事務局からの報告について、委員の皆さまからご意見・ご質問等ありますか。

他にないようですので、これで本日の議事は終了いたします。それでは再び、進行を事務局に戻します。

3 閉会

【経営部長】

委員の皆さま、ありがとうございました。

本日ご審議いただきました内容を踏まえまして、次回の水道料金・下水道使用料の審議に向けて、調整いたします。

次回開催は、10月後半の午後に予定しておりますが、日程・会場等の詳細につきましては、宇野委員長とご相談のうえ、改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第6回「水道事業及び公共下水道事業 経営審議会」を閉会いたします。本日は長時間に亘ってご審議いただき、ありがとうございました。

第6回 水道事業及び公共下水道事業経営審議会

日 時 令和3年7月26日(月)
14時から16時
場 所 横須賀市役所8階A会議室
(WEB会議方式により実施)

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 料金制度の課題と見直しの方向性

(2) その他

3 閉 会

資料1	水道事業及び公共下水道事業経営審議会委員名簿
資料2	全体スケジュール
資料3	料金制度の課題と見直しの方向性

水道事業及び公共下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

条例区分	氏名	職名等
市民	かせ あやこ 加瀬 綾子	公募市民
学識経験者	【委員長】 うの じろう 宇野 二郎	横浜市立大学 国際総合科学群人文社会科学系列 教授
	【委員長職務代理】 かまた もとゆき 鎌田 素之	関東学院大学 理工学部 理工学科化学学系 准教授
	ほんだ だい 本多 大	日本下水道事業団 研修センター専門幹 教授
関係団体	おだに てるこ 小谷 光子	横須賀商工会議所 女性会会長

【条例区分は条例記載順、氏名は50音順】

全体スケジュール

回数 時期	内容
第1回 令和2年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ● 横須賀市上下水道事業の概要説明 ● 水道事業・下水道事業マスタープラン（2011～2021）の現況
第2回 令和2年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期マスタープランの審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 現行マスタープランの振り返り・評価 ● （仮称）水道事業・下水道事業マスタープラン2022の骨子
令和2年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設視察（海老名市⇒市内） 社家取水管理事務所 ⇒ 有馬浄水場 ⇒ 下町浄化センター
第3回 令和2年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期マスタープランの審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 政策Ⅰ 安全で安定した水道水の供給 ● 政策Ⅱ 安定した下水の排水と処理
第4回 令和3年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期マスタープランの審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 政策Ⅲ 災害に強い上下水道づくり ● 政策Ⅳ 経営基盤の強化
第5回 令和3年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期マスタープランの審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 横須賀市上下水道マスタープラン2033（素案）
第6回 令和3年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道料金・下水道使用料の審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 料金制度の課題と見直しの方向性
第7回 令和3年10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道料金・下水道使用料の審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 財政収支計画を踏まえた料金制度の見直し
第8回 令和3年12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期マスタープランの審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 次期マスタープラン（答申案）の取りまとめ ○ 水道料金・下水道使用料の審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 料金制度の見直し（答申案）の取りまとめ
令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

料金制度の課題と見直しの方向性

令和3年（2021年）7月26日（月）

横須賀市上下水道局

本日の説明内容

- 1 水道料金・下水道使用料の概要
- 2 水道料金・下水道使用料の課題
- 3 水道料金・下水道使用料の見直しの方向性

1 水道料金・下水道使用料の概要

1-1 基本原則

地方公営企業の基本原則

経営の基本原則

- 常に企業の経済性を発揮
- 公共の福祉を増進

} するように運営

独立採算の原則

- 地方公営企業の経費は、経営に伴う収入で充当
- 汚水私費・雨水公費の原則

水道料金・下水道使用料の原則

水道料金

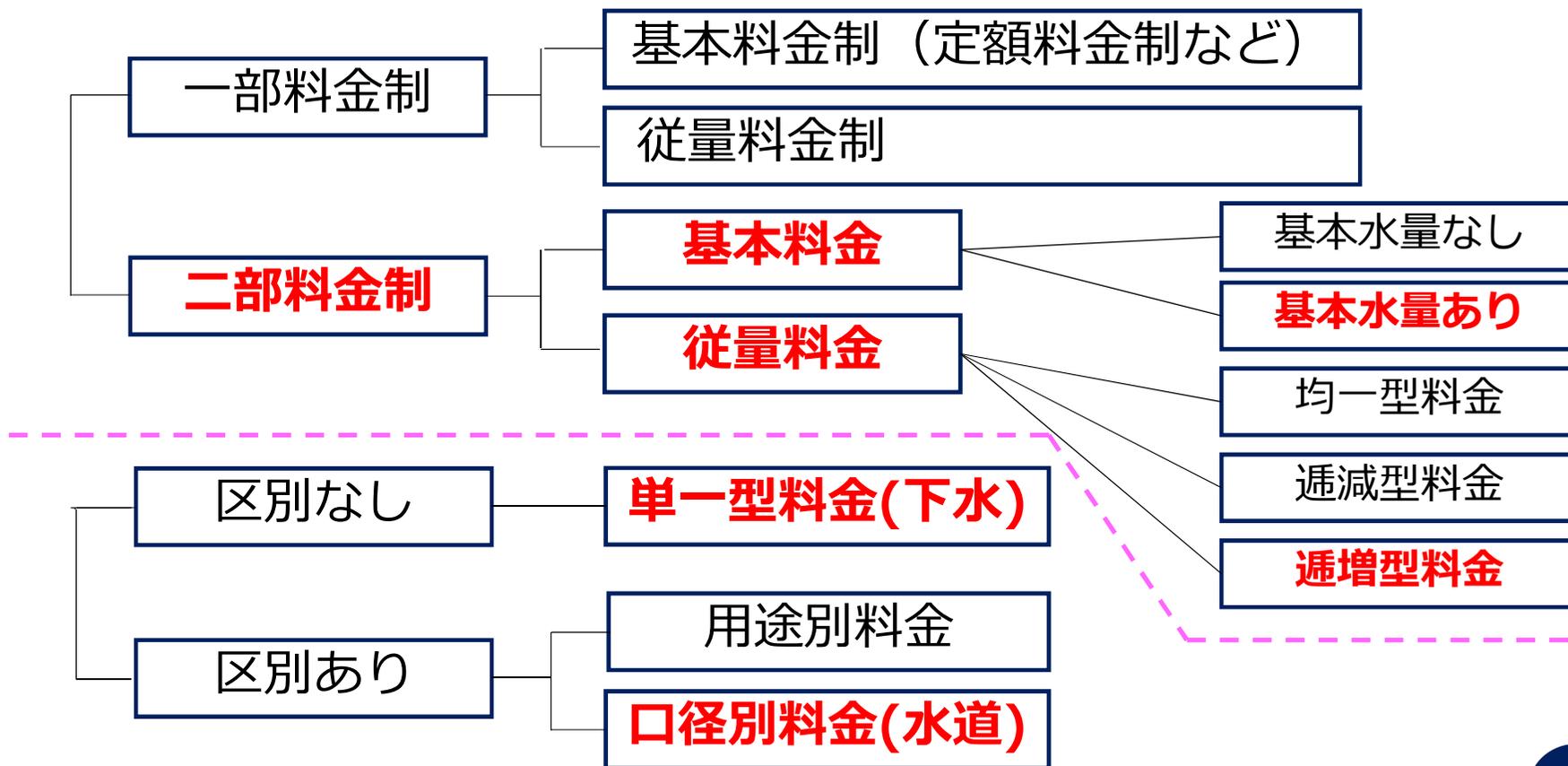
- 能率的な経営の下における適正な原価
- 健全な経営を確保して公正妥当

下水道使用料

- 能率的な管理の下における適正な原価を超えない

1-2 料金体系

料金体系の分類



1 - 3 横須賀市水道料金及び下水道使用料の概要

根拠

水道料金・下水道使用料とも条例で規定

体系

使用水量に関わらず負担する「基本料金」と
使用水量に応じて負担する「従量料金」の二部料金制

基本水量

基本料金には月10m³の基本水量が含まれる

口径別

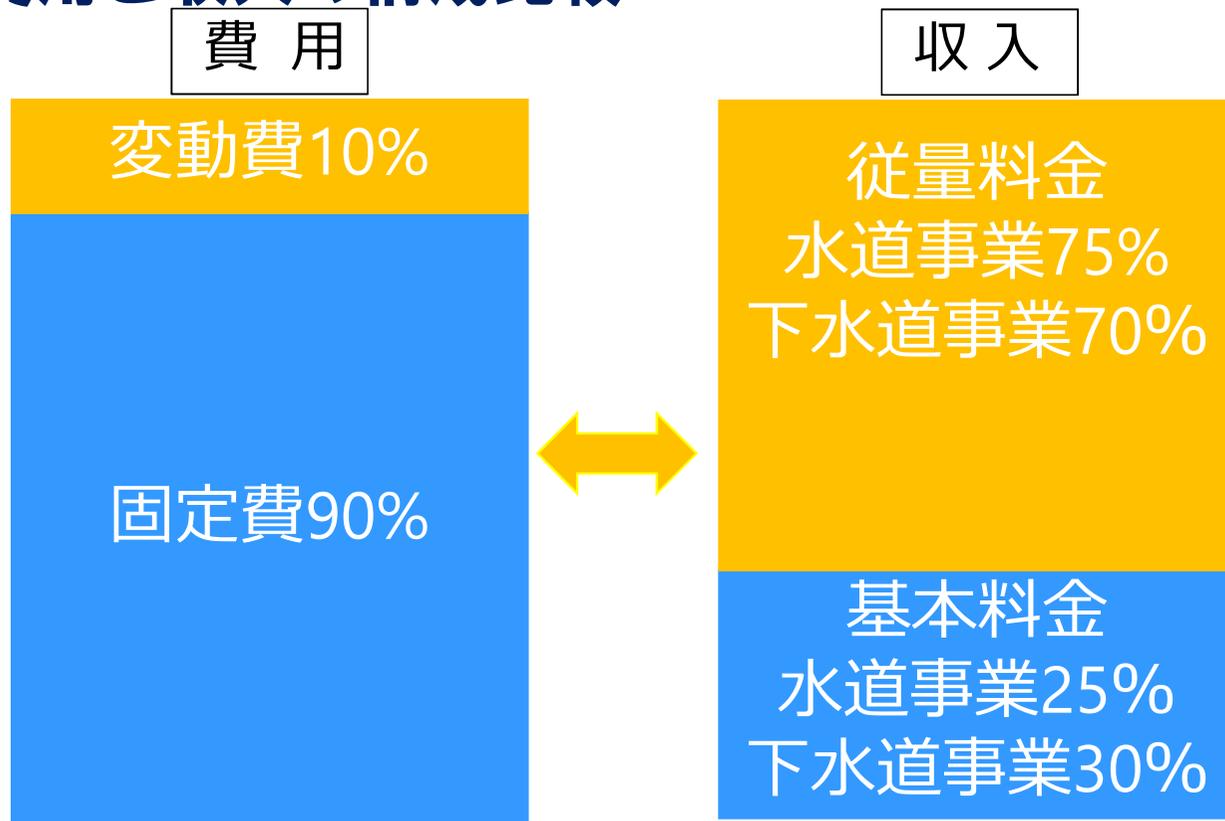
水道料金の基本料金はメーター口径別

逦増型

従量料金は使用水量が多いほど単価が上昇

1-4 基本料金と従量料金

費用と収入の構成比較



(用語の説明)

- 固定費

水道・下水道の使用量とは関係なく、水道・下水道需要の存在に伴い固定的に必要な経費（例 検針費用、人件費、修繕費、減価償却費 など）

- 変動費

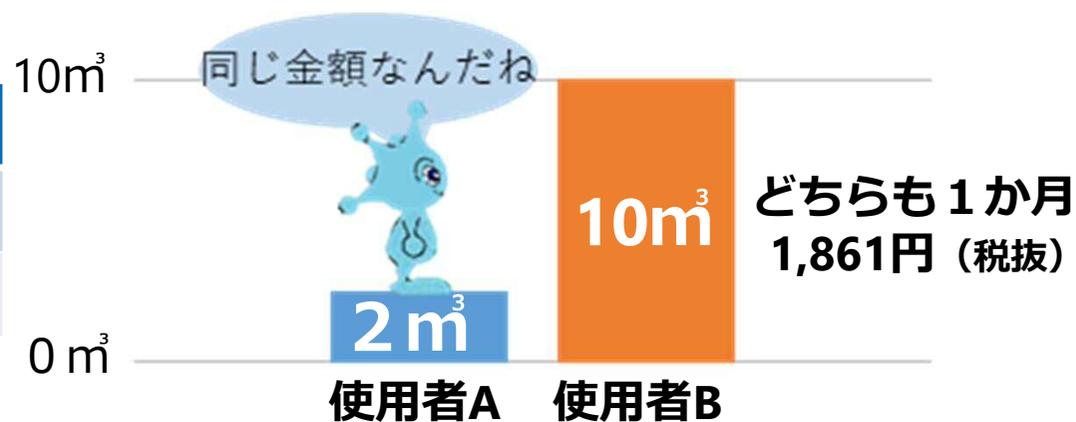
水道・下水道の使用量に伴い発生する経費（例 動力費、薬品費 など）

1-5 基本料金と基本水量

- ・ 公衆衛生の視点から、基本水量を付けて水の使用を促す。
- ・ 生活用水に配慮するため、基本水量の範囲は料金を低く設定する。

	基本料金	従量料金(0-10m ³)
水道料金	890円	なし
下水道使用料	971円	なし

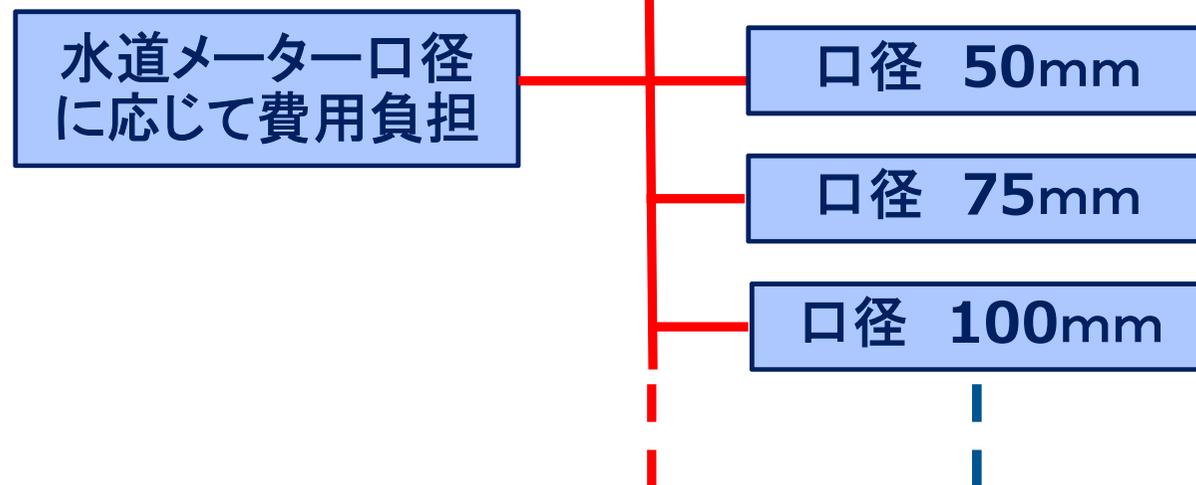
※水道料金の基本料金は、メーター口径20mm以下



1 - 6 口径別の料金制度

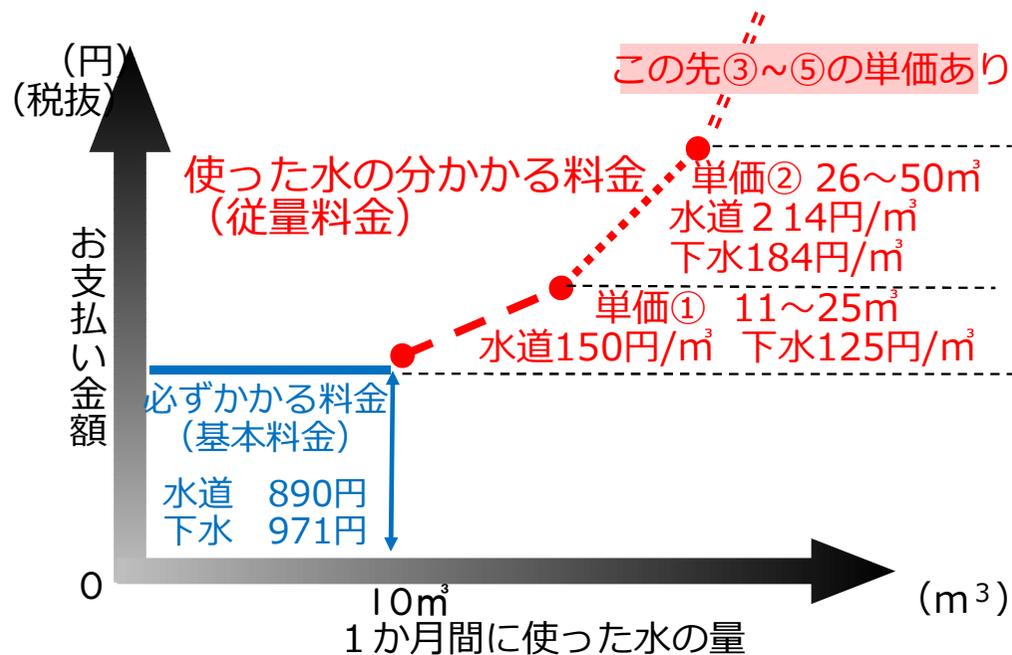
・水道メーターの口径が大きいほど、一度に使える量が増える。

→使う量が多いほど施設整備等に費用が掛かる



1-7 従量料金と逦増型

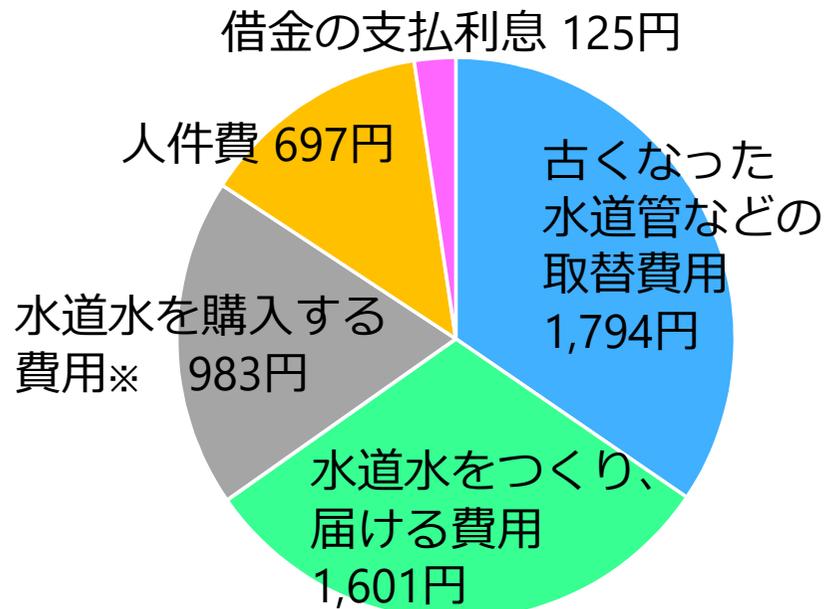
- 使用量の増加に伴い単価が高くなる制度
- 水需要の抑制のため採用した。大口の使用者が増えると施設規模を大きくする要因となる。(資本費増大)
- 1 m^3 あたりの最低単価と最高単価の比率を逦増度という。



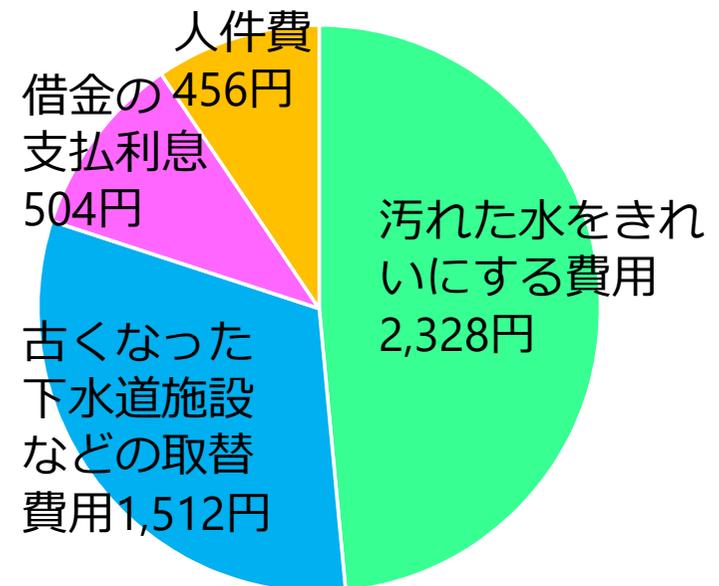
1 - 8 水道料金及び下水道使用料の使い方

水道料金・下水道使用料の支払合計が1万円とした場合の使い方

○ 水道料金 5,200円



○ 下水道使用料 4,800円



※横須賀市は神奈川県・横浜市・川崎市と共同で設立した「神奈川県内広域水道企業団」から水道水を一部購入

1-9 前回の水道料金改定（H6年4月）

前回の水道料金の平均改定率は25% 逦増度は3.5→3.7へ

基本料金 (10m ³ まで)	改定前	改定後
20mm以下	740円	890円
25mm	1,540円	1,890円
40mm	3,520円	4,300円
50mm	5,500円	6,720円
75mm	12,800円	15,700円
100mm	21,000円	26,000円
150mm	43,000円	54,000円
200mm	61,000円	77,000円
250mm	104,000円	132,000円
300mm	168,000円	216,000円

従量料金	改定前	改定後
11m ³ ～25m ³ まで	119円	150円
26m ³ ～50m ³ まで	169円	214円
51m ³ ～100m ³ まで	216円	273円
101m ³ ～500m ³ まで	237円	299円
501m ³ 以上	258円	326円
工事用 11m ³ 以上	258円	326円
浴場用 11m ³ 以上	38円	47円

1-10 横須賀市における水道料金・下水道使用料のあり方について検討報告書（平成24年8月：水道事業・下水道事業アドバイザー会議）

持続可能な資金確保

- 料金算定期間は3～4年
- 総括原価方式での算定
- 下水道事業は平成26年度には資金不足見込のため見直し必要

負担の適正化

- 基本水量の廃止
- 逦増度の緩和
- 特別料金の見直し

1-11 前回の下水道使用料改定（H26年10月）

前回の下水道使用料の改定率は17% 逡増度は4.4のまま

改定前基本使用料 (10m ³ まで)	改定後基本使用料 (10m ³ まで)	従量使用料	改定前	改定後
830円	971円	11m ³ ～25m ³ まで	107円	125円
		26m ³ ～50m ³ まで	158円	184円
		51m ³ ～100m ³ まで	223円	260円
		101m ³ ～500m ³ まで	295円	345円
		501m ³ 以上	369円	431円
		特別使用料	9円	11円(プール、製氷事業等のし尿を含まない汚水)
				9円(浴場用)

(注) 前回使用料は、未水洗化を対象とした使用料（特別使用料）があったが、前回の改定により廃止した。

2 水道料金・下水道使用料の課題

2-1 水の使われ方と料金体系の変遷

昭和

水需要拡大、
施設拡張、
大家族の時代

- 逓増型の意義あり
- 基本水量の付与
- 基本料金は低く

従量料金
重視

平成

令和

水需要減少、
施設縮小、
単身世帯の時代

- 逓増型の意義薄い
- 基本水量 0 m^3
- 基本料金値上げ

基本料金
重視

2-2 横須賀市の水の使われ方の変化と課題

水の使われ方の変化

工場等
大口使用者減少

人口減少・
世帯構成変化

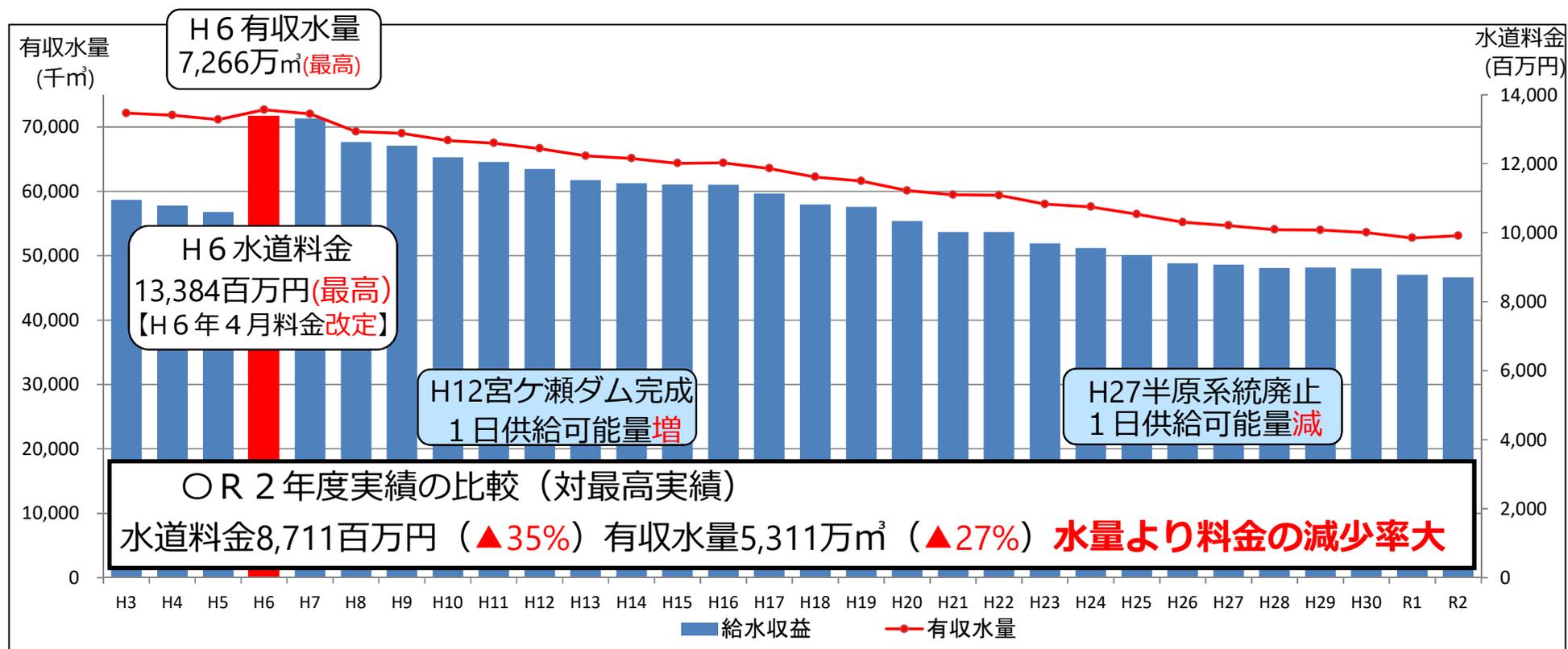
節水機器・
節水意識定着

コロナウイルス等
社会構造の変化

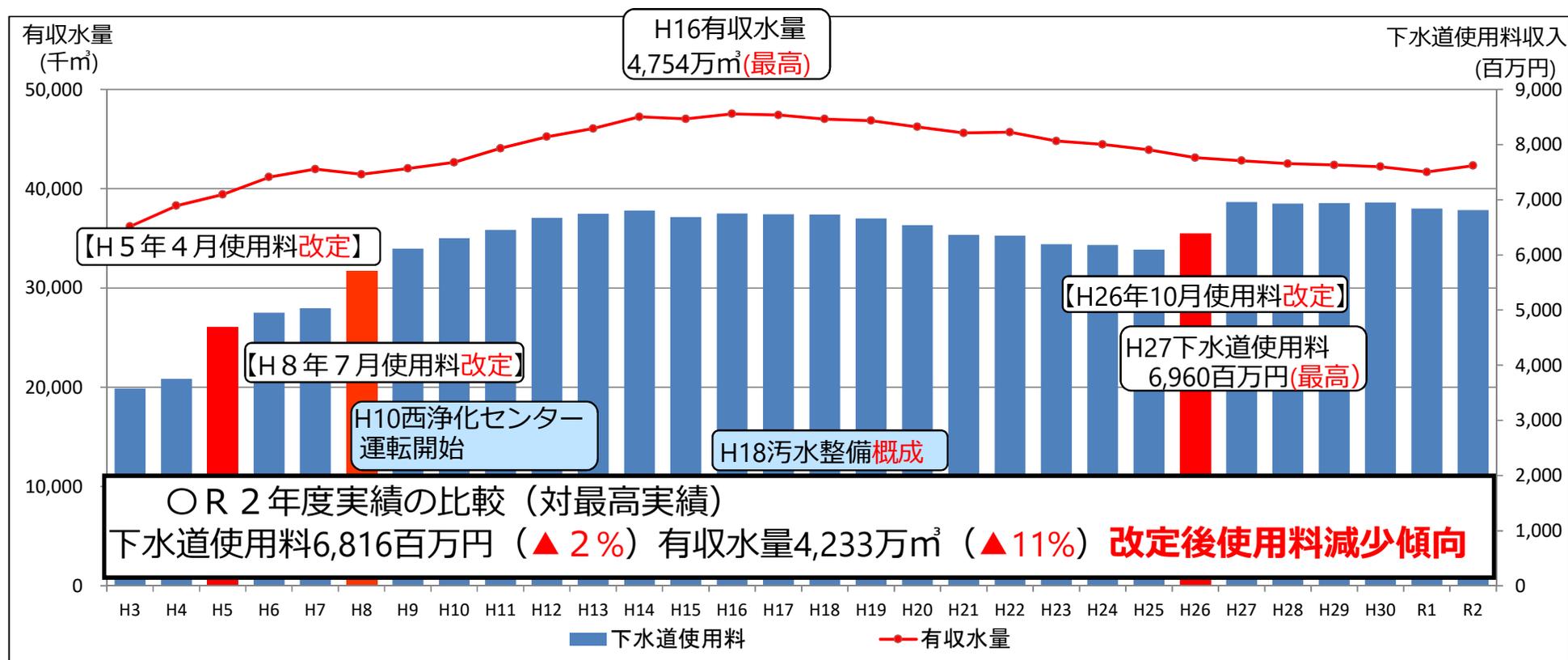
**基本料金
(基本水量)の課題**

従量料金の課題

2-3 水道料金及び有収水量の推移（過去30年間）

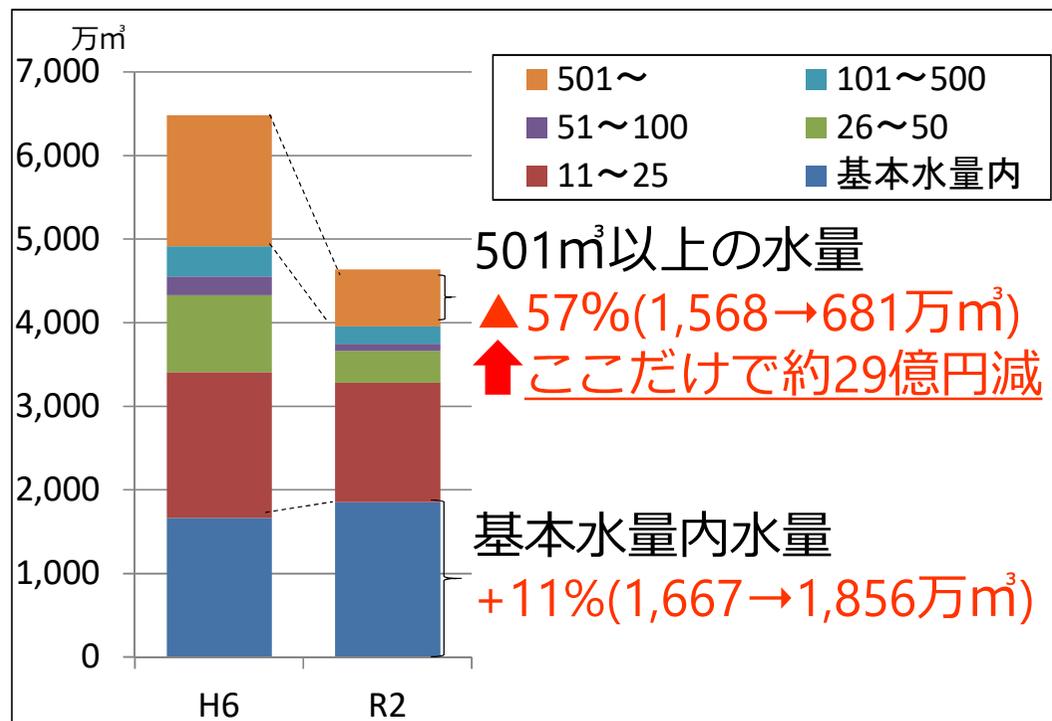


2-3 下水道使用料及び有収水量の推移（過去30年間）

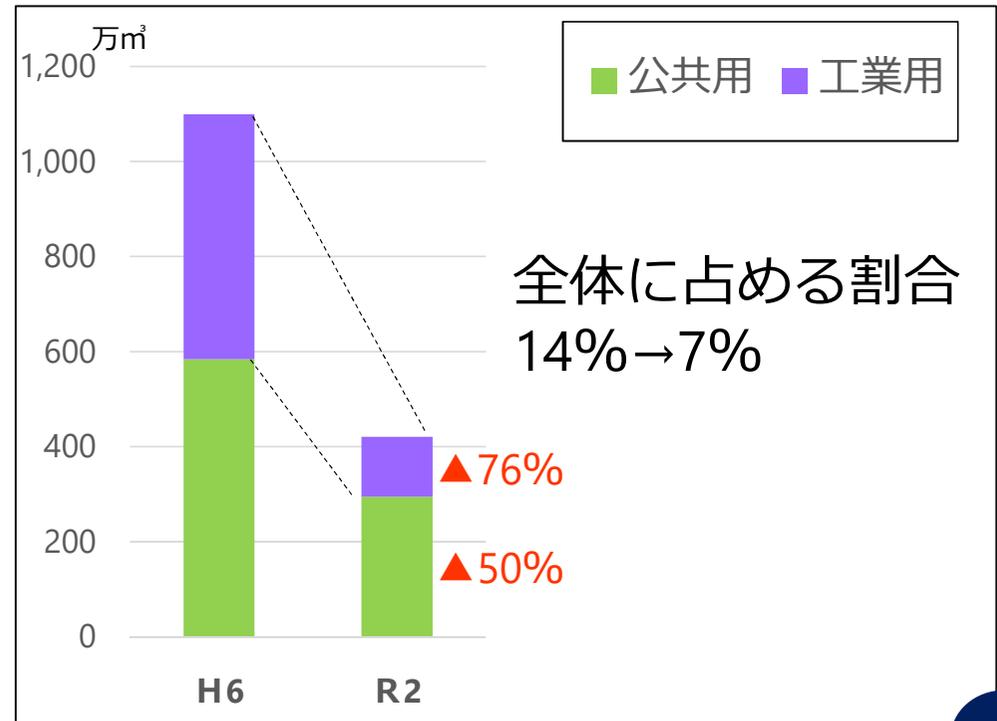


2-4 工場等大口使用者減少

水量区分別使用水量比較 (水道事業)



公共・工業用使用水量の変化 (水道事業)



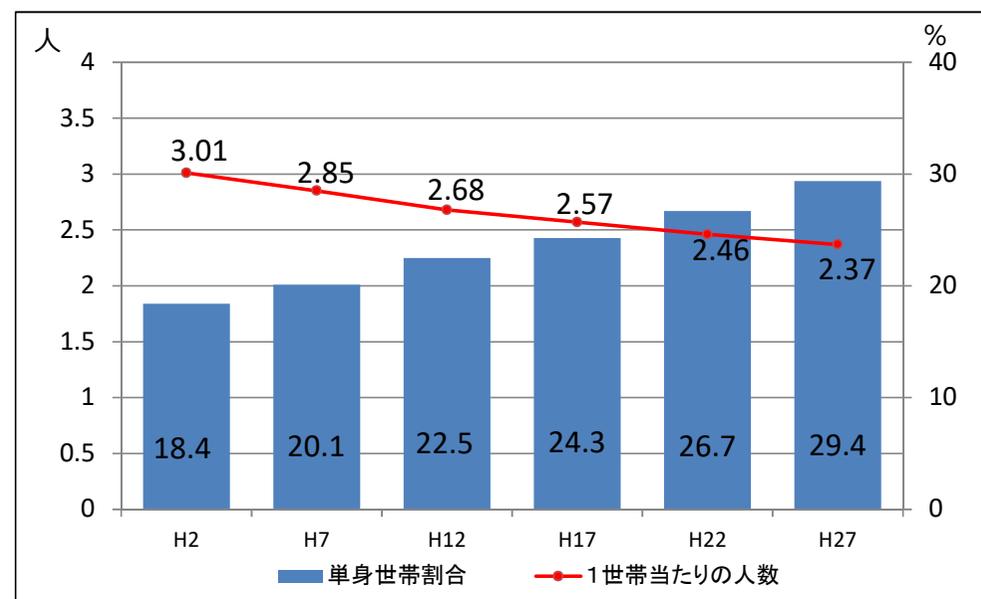
2-5 人口減少・世帯構成の変化

給水人口の比較 (水道事業)

平成3年度	令和2年度	増減	比率
433,500人	386,719人	▲46,781人	▲11%

世帯構成の変化

(出典：国勢調査)



2-5 人口減少・世帯構成の変化

● 水道料金使用水量別調定件数割合の推移

区分	H11	R 2	増減比
0~10m ³	293,598件 (27.6%)	442,895件 (37.3%)	+50.9%
11~25m ³	421,264件 (39.6%)	521,373件 (43.9%)	+23.8%
26~50m ³	305,062件 (28.6%)	207,350件 (17.4%)	▲32.0%
51~100m ³	35,897件 (3.4%)	11,873件 (1.0%)	▲66.9%
101~500m ³	6,496件 (0.6%)	3,974件 (0.3%)	▲38.8%
501m ³ ~	2,493件 (0.2%)	1,615件 (0.1%)	▲35.2%
合計	1,064,810件 (100%)	1,189,080件 (100%)	+11.7%

基本水量内までの使用者が大きく増加

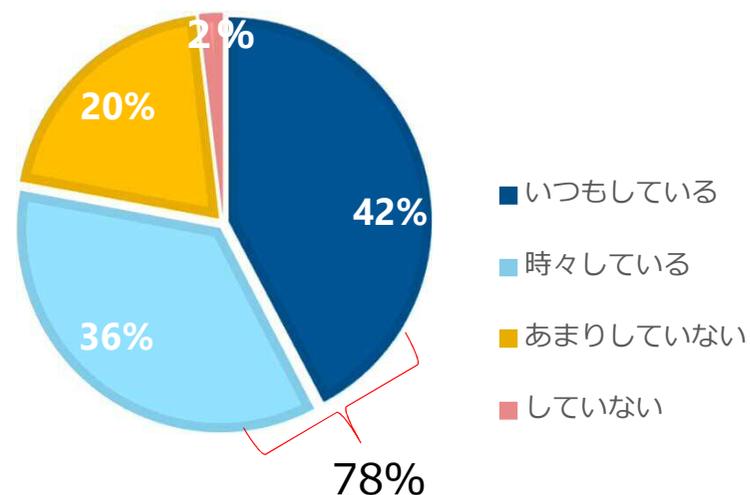
2-6 節水機器の普及・節水意識の定着

節水機器の普及、節水意識の定着により、家庭での使用水量が減少

- 水使用機器の
1回あたりの使用水量の変化

機器	1990年代 ごろ	現在	差
トイレ	15ℓ	5ℓ	▲10ℓ
洗濯機	139ℓ	55ℓ	▲84ℓ
食器洗い	107ℓ	9ℓ	▲98ℓ

- 節水意識の定着
節水を意識している人の割合が8割
(令和2年度お客さまアンケート調査結果より)



2-7 コロナウイルス等社会構造の変化

家事用・少量使用者の水量が増加し、家事用以外・大口使用者は減少

● 水道の用途別水量の変化

用途	R 1	R 2	増減比
家事用	3,490万m ³	3,628万m ³	4.0%
営業用	506万m ³	446万m ³	▲11.9%
公共用	321万m ³	295万m ³	▲8.1%
工業用	135万m ³	126万m ³	▲6.7%
米軍用	212万m ³	208万m ³	▲1.9%

● 水道の水量区分別水量の変化

水量区分	R 1	R 2	増減比
1~10m ³	1,840万m ³	1,856万m ³	0.9%
11~25m ³	1,357万m ³	1,426万m ³	5.1%
26~50m ³	337万m ³	384万m ³	13.9%
51~100m ³	86万m ³	83万m ³	▲3.5%
101~500m ³	232万m ³	206万m ³	▲11.2%
501m ³ ~	742万m ³	681万m ³	▲8.2%

2-8 水の使われ方の変化

基本料金 口径別使用件数の推移

口径	単価/月	H 6	R 2	増減比
20mm以下	890円	1,879,481	2,243,658	19.4%
25mm	1,890円	27,202	25,061	▲7.9%
40mm	4,300円	7,445	8,053	▲8.2%
50mm	6,720円	3,369	4,729	▲40.4%
75mm	15,700円	2,148	2,329	▲8.4%
100mm	26,000円	743	574	▲22.7%
150mm	54,000円	273	214	▲21.6%
200mm	77,000円	180	120	▲33.3%
250mm	132,000円	36	36	0%
300mm	216,000円	48	36	▲25%

2-8 水の使われ方の変化

従量料金 水量区分別使用水量の推移

区分	単価	H6	R2	増減比
0~10m ³	—	1,668万m ³	1,856万m ³	11.3%
11~25m ³	150円/m ³	1,745万m ³	1,426万m ³	▲18.3%
26~50m ³	214円/m ³	919万m ³	384万m ³	▲58.2%
51~100m ³	273円/m ³	222万m ³	83万m ³	▲62.6%
101~500m ³	299円/m ³	364万m ³	206万m ³	▲43.4%
501m ³ ~	326円/m ³	1,568万m ³	681万m ³	▲56.6%
合計		6,486万m ³	4,636万m ³	▲28.5%

基本料金20mm以下の使用者は増加、従量料金26m³以上は大きく減少
→1m³単価の低い少量使用者が**増加**、単価の高い大口使用者は**減少**

2-9 特別料金

● 工事用

事業名	現行内容
水道事業	1 m ³ 当たり326円

→工事用に使用したメーターを工事終了時に速やかな廃止又は変更の届出を促進するため設定したが、現在は、件数等が減少傾向である。

● プール、製氷事業等のし尿を含まない汚水

事業名	現行内容
下水道事業	1 m ³ 当たり11円

→水質濃度を考慮し設定したが、下水の処理過程は一般汚水と変わらない。

2-10 料金制度の課題

- **基本料金（基本水量）の課題**

- 基本水量の10m³を使い切らない使用者が増えている。
- 従量料金の減少により、基本料金の重要性が高くなっている。

- **従量料金の課題**

- 水需要の減少により、節水を促す逓増型料金の意義が薄れている。
- 大口使用者が少なくなり、収入が大幅に減少している。
- 基本水量内や25m³以下など水量区分の割合が増えている。

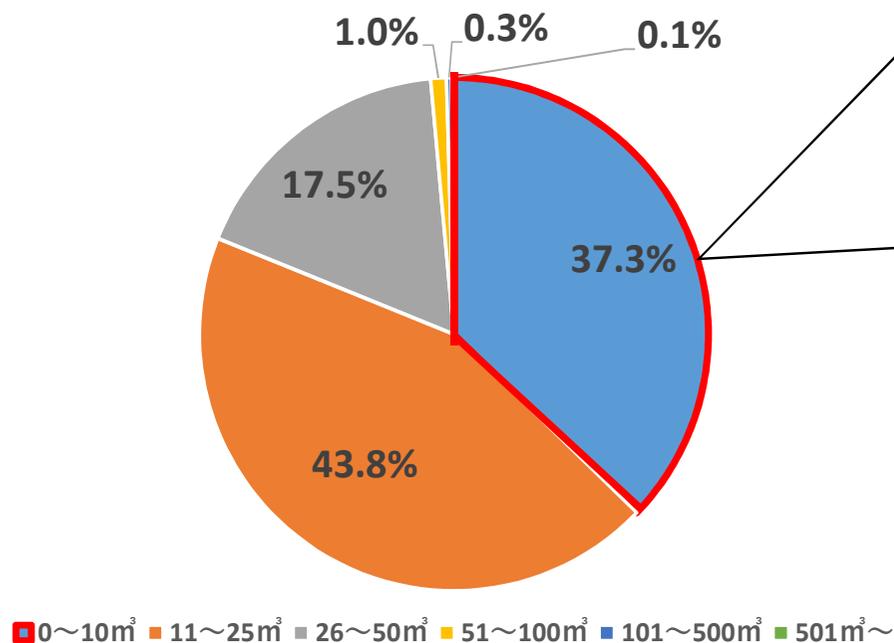
- **特別料金の課題**

- 特別料金を設定する意義が薄れている。

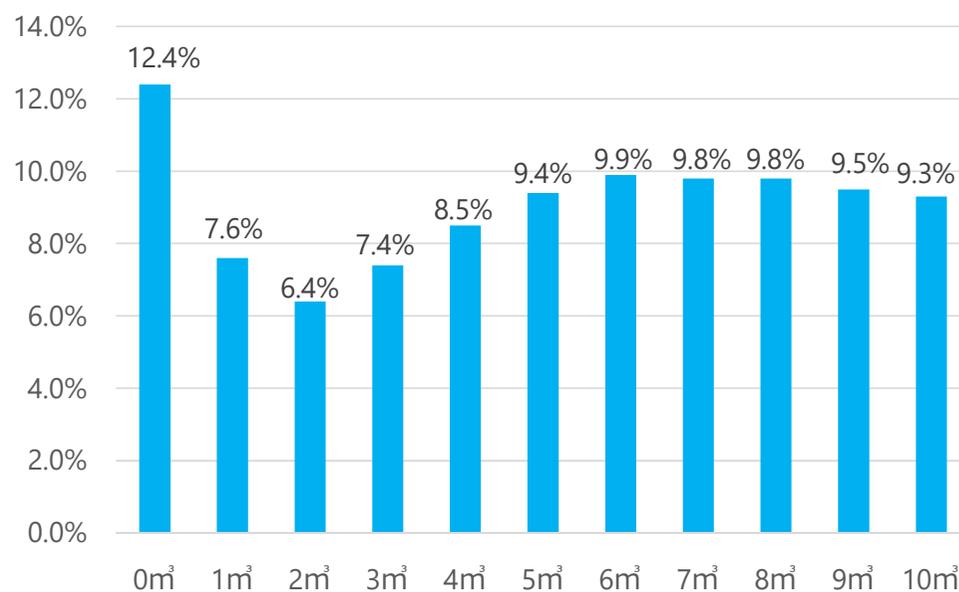
3 水道料金・下水道使用料の見直しの方向性

3 - 1 基本水量内の使用者

● 水道料金使用水量別件数割合
【令和2年度】



● 基本水量内の使用水量別件数割合
【令和2年度】



3-2 他都市の基本水量の状況

神奈川県内各水道事業の基本水量 (令和3年4月1日現在)

基本水量	割合	自治体名
8 m ³	67%	県営水道、横浜市※、川崎市、秦野市、座間市、小田原市
10m ³	33%	横須賀市、三浦市、南足柄市

※横浜市は令和3年7月1日から、基本水量0 m³

神奈川県内各市下水道事業の基本水量 (令和3年4月1日現在)

基本水量	割合	自治体名
4 m ³	11%	秦野市
8 m ³	56%	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
10m ³	33%	横須賀市、三浦市

3-2 他都市の基本水量の状況

中核市水道事業の基本水量 (令和3年4月1日現在)

基本水量	割合	自治体数
0 m ³	66%	41自治体
5 m ³	10%	6自治体
6 m ³	3%	2自治体
7 m ³	2%	1自治体
8 m ³	8%	5自治体
10m ³	11%	7自治体

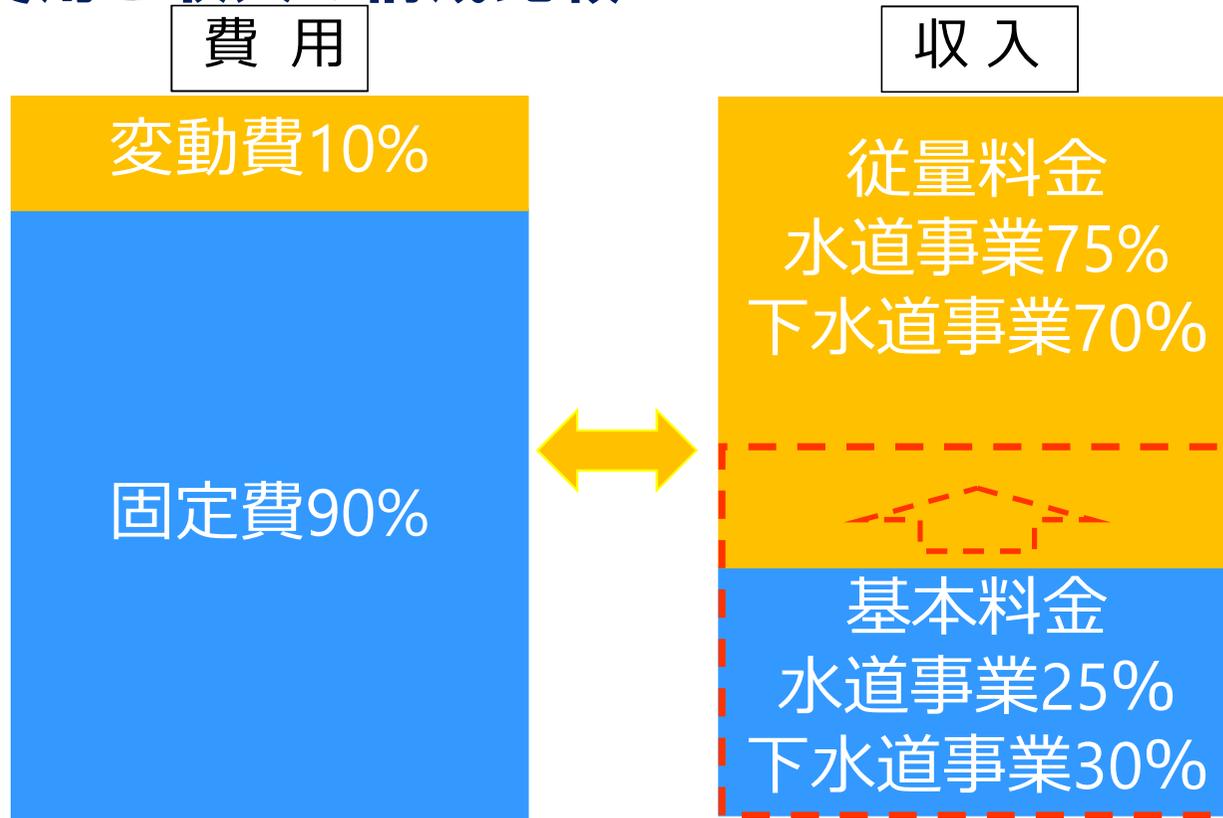
中核市下水道事業の基本水量 (令和3年4月1日現在)

基本水量	割合	自治体数
0 m ³	45%	28自治体
5 m ³	5%	3自治体
7 m ³	2%	1自治体
8 m ³	16%	10自治体
10m ³	32%	20自治体

中核市では、両事業とも基本水量 0 m³の割合が一番大きい

3-3 基本料金と従量料金の配分の見直し

費用と収入の構成比較



- 固定費は、基本料金による収入で賄う。
- 有収水量（従量料金）の減少に左右されない料金制度の確立
→ 経営基盤の強化

3-4 施設稼働率の推移

施設能力が、十分確保されていることと、水需要の減少に伴い、水需要を抑制する必要性が薄れている。

	水道事業		下水道事業	
	施設利用率	最大稼働率	施設利用率	最大稼働率
H6 (1994)	69.7%	86.7%	--	--
H16 (2004)	59.7%	74.2%	75.3%	94.9%
R2 (2020)	45.5%	50.0%	61.3%	75.3%

3-5 他都市の逓増度の状況

神奈川県内各水道事業の逓増度 (令和3年4月1日現在)

逓増度	割合	自治体名
3.0未満	22%	秦野市、南足柄市
3.0以上3.5未満	34%	神奈川県、小田原市、三浦市
3.5以上4.0未満	22%	横須賀市、座間市
4.0以上	22%	横浜市、川崎市

神奈川県内各市下水道事業の逓増度 (令和3年4月1日現在)

逓増度	割合	自治体名
3.0未満	52%	相模原市、小田原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
3.0以上3.5未満	16%	鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市
3.5以上4.0未満	11%	平塚市、三浦市
4.0以上	21%	横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市

(注) 逓増度は、横須賀市の最低単価となる10m³あたりの単価と従量料金の最高単価により算出

※本ページ記載の2つの表で、逓増度の区分に誤りがありましたので、審議会後に修正しました。

3-5 他都市の逡増度の状況

中核市水道事業の逡増度 (令和3年4月1日現在)

逡増度	割合	自治体数
2.0未満	49%	30自治体
2.0以上2.5未満	16%	10自治体
2.5以上3.0未満	11%	7自治体
3.0以上3.5未満	11%	7自治体
3.5以上4.0未満	8%	5自治体
4.0以上	5%	3自治体

中核市下水道事業の逡増度 (令和3年4月1日現在)

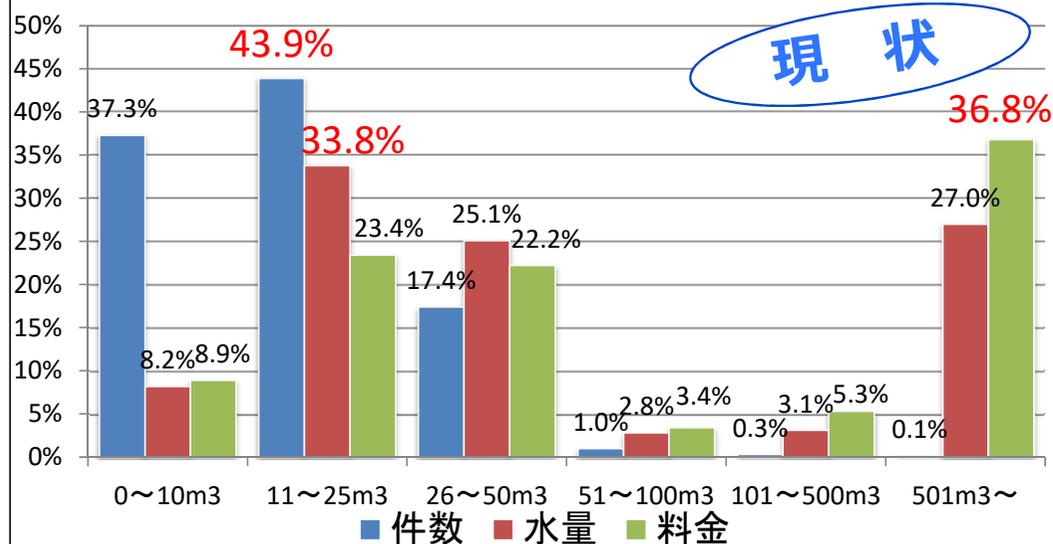
逡増度	割合	自治体数
2.0未満	22%	14自治体
2.0以上2.5未満	18%	11自治体
2.5以上3.0未満	31%	19自治体
3.0以上3.5未満	10%	6自治体
3.5以上4.0未満	13%	8自治体
4.0以上	6%	4自治体

横須賀市の逡増度は、中核市と比較すると高い。

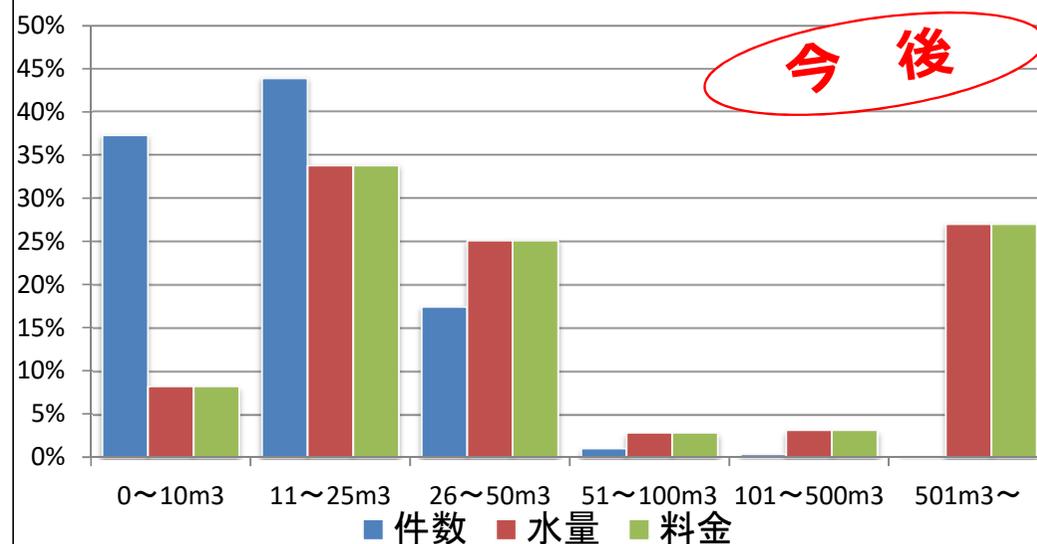
※本ページ記載の2つの表で、逡増度の区分に誤りがありましたので、審議会後に修正しました。

3-6 使用水量・水道料金収入の見直し

使用水量別件数・使用水量・水道料金割合



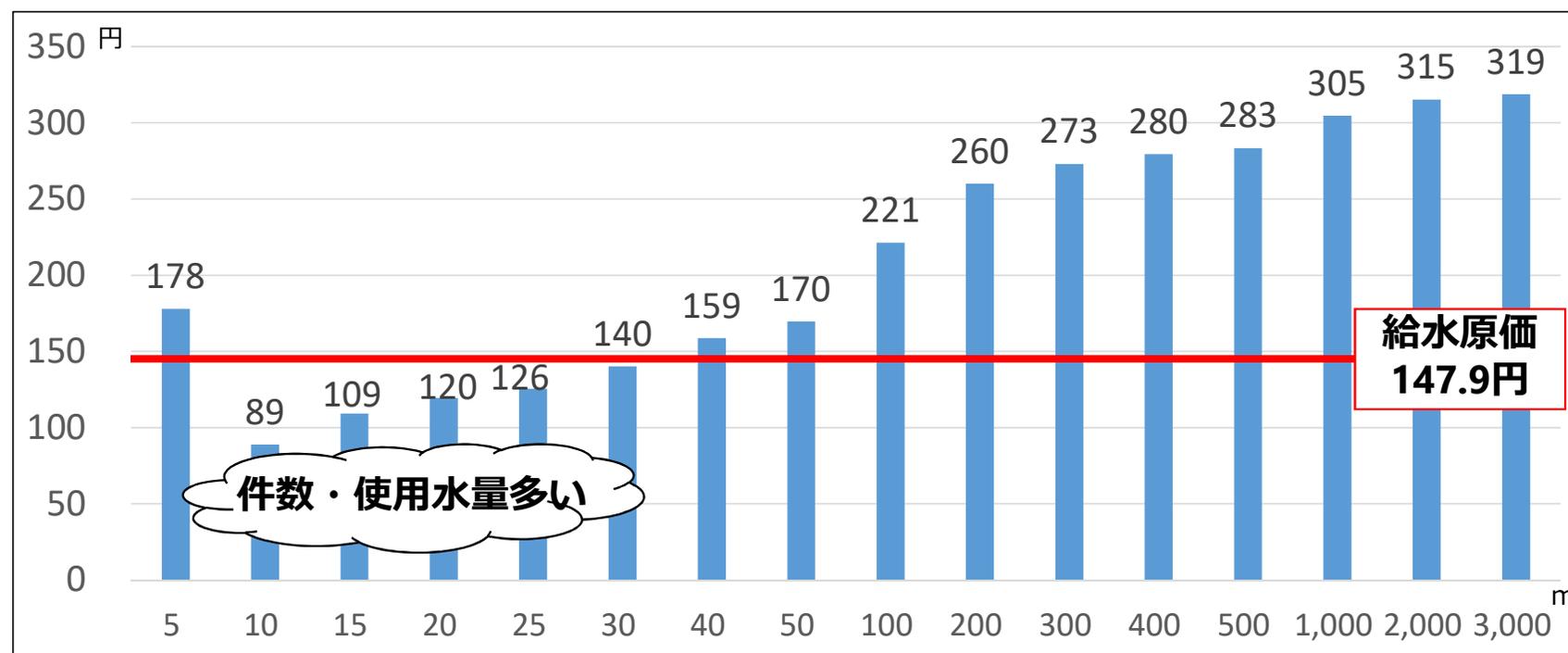
使用水量別件数・使用水量・水道料金割合



- ・現状は0.1%の大口使用者が、水道料金の多くを負担している。
- ・今後の方向性は、使用量 = 料金収入

3-7 供給単価と給水原価

各水道使用水量の供給単価（メーター口径20mm以下）



原価を下回っている使用水量区分は、見直しが必要

3-8 特別料金の見直し

● 工事用

	H6	R2	比率
使用水量	3.4万m ³	0.5万m ³	▲85.3%
水道料金収入	11百万円	2百万円	▲81.8%

対象者が減少している。

● プール、製氷事業等のし尿を含まない汚水

一般の汚水と処理工程は変わらないため、同様の負担を求める。

(平成26年10月の下水使用料改定では、プール、製氷事業等のし尿を含まない汚水と同じく、水質濃度を考慮して設定した未水洗化を対象とした料金区分を廃止)

3-9 料金体系見直しの方向性

● 基本料金・基本水量

【課題】

基本水量の 10m^3 を使わない
使用者が増加

従量料金減少により基本料金の
重要性が高くなっている。

【方向性】

基本水量の 10m^3 を廃止

基本料金収入割合の増加

3-9 料金体系見直しの方向性

● 従量料金

【課題】

水需要の減により節水促す
逓増型料金意義が低下

大口使用者の減少により収
入が大幅に減少

基本水量内や25m³以下など
水量区分の割合が増加

【方向性】

原価下回る単価を引き上
げ、最高単価等の引き下げ

10m³までの単価を新設

逓
増
度
緩
和

3-9 料金体系見直しの方向性

● 特別料金

【課題】

特別料金を設定する意義が低下

【方向性】

工事用及びプール、製氷事業等のし尿を含まない汚水の廃止

(参考) 浴場用は保健衛生の観点及び神奈川県知事が指定する物価統制令があるため現状のまま